

令和6年度 後期高齢者医療保険料

令和6・7年度の保険料率が変わりました

後期高齢者医療制度においては、広島県内すべての市町が参加して設立された広島県後期高齢者医療広域連合が、2年ごとに保険料率を見直すこととしています。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります。

今回の保険料率の改定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う次の制度改正が含まれています。

- 後期高齢者医療を全世代で公平に支え合うため、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代の支援金の伸び率に合わせる見直し
- こども・子育て支援の拡充のため、出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入

令和6・7年度の保険料率について

	令和4・5年度		令和6・7年度
均等割額	45,840円	➡	49,621円
所得割率	8.67%	➡	9.63% (※1)
年間保険料限度額	66万円	➡	80万円 (※2)



制度改正による影響を緩和するため、令和6年度のみ次の措置を行います。

※1 総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方の所得割率は、令和6年度のみ**8.98%**となります。

※2 生年月日が1949年(昭和24年)3月31日以前の方、もしくは障害認定により資格取得された方は、令和6年度のみ年間保険料限度額は**73万円**となります。

制度改正に伴う影響の緩和措置の内容

- 出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援(対象額の7%)について、令和6・7年度は2分の1とします。
- 均等割額は、今回の制度改正が影響しないように改定しました。増加は、制度の見直し以外の要因(人口構成の変化や医療費の増加等)によるものです。
- 所得割率は、総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方を対象に、令和6年度は制度改正に伴う増額を生じないように改定しました。増加は、制度の見直し以外の要因(人口構成の変化や医療費の増加等)によるものです。
- 年間保険料限度額の引き上げは段階的に実施します。(ただし、令和6年度に新たに75歳に到達する方は対象外とします。)

令和6年度 保険料の計算方法

令和6年度の保険料は、令和6年4月から令和7年3月までを1年とし、令和5年中の所得と賦課期日(令和6年4月1日または資格取得日)現在の世帯状況をもとに7月(それ以降の加入の場合は翌月または翌々月)に決定します。個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりが納付します。

均等割額

+

所得割額

(総所得金額等 - 基礎控除額(最大43万円)) × 所得割率

=

年間保険料額

※ 総所得金額等とは、「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で算出される金額の合計額で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。退職所得以外の分離課税の所得金額(雑損失繰越控除適用前、土地建物や株式等の譲渡所得に係る特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

※ 基礎控除額は地方税法に定める方法により計算します。合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円になります。

保険料の軽減措置（令和6年度）

次の要件に当てはまる場合は、保険料が軽減されます。（手続は不要です。）

1. 均等割額の軽減

世帯主と世帯内の被保険者の令和5年中の所得の合計額	軽減割合 軽減後の均等割額
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1）」以下	7割軽減 14,886円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋29万5千円×（世帯の被保険者数）」以下	5割軽減 24,810円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋54万5千円×（世帯の被保険者数）」以下	2割軽減 39,696円／年

※10万円×（年金・給与所得者数－1）は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。「年金・給与所得者数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす方の数です。

- ・給与収入が55万円を超える方（給与収入のうち、事業専従者給与分を除く）
- ・令和5年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える方
- ・令和5年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える方

※昭和34年1月1日以前生まれの方で、前年に公的年金等の所得がある場合は、最高15万円を控除した額で判定します。

※「雑損失の繰越控除」がある場合は、控除後の所得金額で判定します。

※「事業専従者控除」、「分離譲渡所得に係る特別控除」がある場合は、控除する前の所得金額で判定し、「事業専従者給与分にかかる所得」は、所得に含めず判定します。

※世帯主及び被保険者に所得不明な方がいると軽減できません。

※軽減判定は、賦課期日時点（令和6年4月1日又は資格取得日）で行われます。（年度途中に世帯状況や広島県内の住所に異動があっても再判定しません。）

2. 協会けんぽ等の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前まで、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険（市町村民健康保険や国民健康保険組合は除く。）の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	当分の間、かかりません。

※1の均等割額の軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

協会けんぽ等の被扶養者だった方で、保険料が軽減されていない場合は、市の担当窓口へ、資格喪失証明書を添付のうえ、「後期高齢者医療被扶養者届出書」を提出してください。

保険料の減免

次に該当する場合は、申請により減免になることがあります。

- 天災や火災等により住宅や家財に一定程度の損害を受けた場合
 - 世帯主の死亡、長期入院、失業、事業の不振、休業・廃業などの理由により、収入が激減したことによって、生活が著しく困難になった場合
- 詳しくは、市民税課保険料係へお尋ねください。



新しく被保険者となる皆さんへ

加入する対象者は、75歳以上の方です。（生活保護受給者を除く。）

※65歳以上で一定程度の障害がある方は、申請により加入することができます。

《後期に加入するまで国民健康保険であった方へ》

●後期加入者が世帯主で、加入後も世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、擬制世帯主となり国民健康保険料の通知も引き続き世帯主宛てに届きます。

※国民健康保険料は、当初決定時(7月)に、あらかじめ75歳以降は含めずに計算したものを納付月数(原則9カ月)により均等に割って請求しているため、75歳になってから減額することはありません。

《後期に加入するまで協会けんぽ等の被保険者・被扶養者であった方へ》

●後期に加入する直前まで、どなたかの被扶養者となっている方は、後期の保険料が軽減される場合があります。(詳しくは2ページの2をご参照ください。)

●後期に加入する方の被扶養者は、新たに国保に加入するか、他の保険の被扶養者になる手続きが必要です。

保 険 料 の 納 め 方

保険料の納め方は、公的年金からの差引き(特別徴収)と納付書又は口座振替による納付(普通徴収)の2通りがあります。

1. 公的年金からの差引き(特別徴収)

●次に該当する方が特別徴収になります。(手続は不要です。)

★公的年金受給額が、年間18万円以上の方(複数の年金を受給されている場合は、政令等で定める最も優先順位の高い年金受給額が対象となります。)

★介護保険料が特別徴収され、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる公的年金受給額の2分の1以下の方

●年6回の公的年金支給日に保険料を差し引きます。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和6年2月分の保険料額と同じ額を差し引きます。			確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を3回に振り分けて差し引きます。		

※年度内の各納付月の保険料が概ね均等になるように、8月で調整を行う場合があります。

※特別徴収の額は、年度途中で変更できないため、年度途中で保険料が増額の場合、増額分は普通徴収となります。また、減額の場合は、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

※令和6年度から特別徴収の対象となる場合は、確定した年間保険料を6回に分けて、そのうち3回を第1～3期(7月～9月)の普通徴収で納めていただき、残り3回を10月・12月・2月に年金から差し引きます。

⇒翌年度(令和7年度)の4月・6月・8月の仮徴収額は、令和7年2月分の保険料額と同額になります。

納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます

特別徴収に該当する場合は、原則は特別徴収ですが、滞納がなく、口座振替手続済みの場合は、口座振替に変更することができます。

金融機関へ口座振替依頼書を提出後、その控えを添付し(口座手続済みの方は不要)、「納付方法変更申出書」を、市民税課保険料係または各支所窓口へ提出してください。

10月から特別徴収停止の申出期限

令和6年7月31日(水)

(この期限以降の申出による変更時期については、お問い合わせください。)

※既に変更の手続をされている場合や、特別徴収のままで差し支えない場合は、手続不要です。

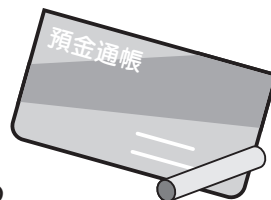
2. 納付書又は口座振替による納付（普通徴収）

●次の各項目に該当する場合は、普通徴収になります。

- ★特別徴収の事由に該当しない方
- ★年度途中で 75 歳になった方や他市町から転入された方

●7月に決定し、7月から翌年3月までの9回に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。

※納期限は、原則毎月末日（12月 は 25 日）で、該当日が休日の場合は、翌営業日です。



◎納付書の方は、安心して確実な口座振替をご利用ください。申込用紙は市内の金融機関窓口にあります。振替口座が確認できる書類（通帳等）とその届出印を金融機関へお持ちください。

市役所（本庁及び浦崎・百島を除く各支所）で、キャッシュカード（漁協・信用組合を除く）による申込みも可能です。その際は暗証番号の入力が必要です。

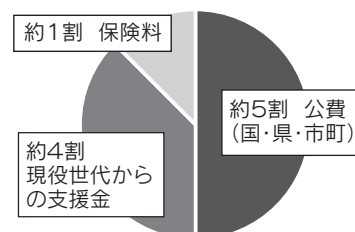
※国民健康保険料等を口座振替されている方も、新たに手続きが必要です。

◎スマホアプリ（PayB、PayPay、LINE Pay）での納付も可能です。（ただし、領収書は発行されません。）

よくあるご質問

Q1 保険料は何のために支払うのですか？

保険料は、医療費（窓口負担を除く部分）の一部を賄うために、お支払いいただくものです。医療費の約 1 割を保険料で賄い、その他の財源は、現役世代（75 歳未満の方）からの支援金（約 4 割）、公費負担（約 5 割）となっています。



Q2 今まで年金からひかれていたのに、納付書が届いたのはどうしてですか？

納付方法は、介護保険料が年金から差引きされている方は、原則年金から差引きとなりますが、次の場合は年金から差し引くことができません。年金差引きが開始（再開）されるまでの間は納付書または口座振替で納付していただきます。

●75歳になって間もない方

収入が年金のみで、介護保険料も年金から差引きされている方のうち、1月から5月生まれの方は、その年の10月から、6月から12月生まれの方は、翌年の10月から原則年金差引きを開始します。

●2月の年金から保険料の差引きがなかった方

一昨年度と比べて昨年度の保険料が減額となったり、昨年度中に所得更正等で減額となったことなどにより、2月の年金から保険料の差引きがなかった方は、今年度の前半の年金差引きは停止となります。

●介護保険料の10月以降の年金差引きがない方

世帯状況の変更等の理由により、今年度の介護保険料が減額となり、10月以降の年金差引きがない方は、後期高齢者医療保険料も10月以降の年金差引きは停止となります。

●介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計すると、年金受給額の2分の1を超える方

一時所得などの所得の増額等により、介護と後期の保険料の合計が、1回に受給する特別徴収の対象となる年金の半分を超える場合は、10月以降の年金差引きは停止となります。

※納付書が同封されている場合は、納付書での納付が必要です。

お問い合わせ先： 尾道市 市民税課 保険料係
電話 (0848) 38-9145